ないというような事情は既に解消されているのであって，ここに投票価値の較差を設けるべき合理的理由を見いだすことは困難である。

⑵　国会が対応すべき課題は多数かつ多様であり，配慮を要すべきは少人口地域の問題に限られるものではない。また，選挙人側についても考慮を要する要素は，少人口地域の居住者という要素に限られず多々あるのであって，無数ともいえる考慮されるべき要素が，立法や政策課題ごとに関係性の強弱を変えて関わるのである。少人口地域の居住者という要素のみを投票価値に反映させることに合理性を認めることには，著しい困難があるといえよう。

選挙人にも多種多様な考慮すべき要素が存在し，国政にも多種多様な課題の存することを考慮すれば，参議院議員の選挙の投票価値は，民主主義の基本原理に立ち戻り，原則として１対１の等価とすべきである。

⑶　憲法が二院制を採用し，第二院として参議院を置いたのは，参議院に地域代表の要素という独自性を持たせることにあるという考え方もあるところである。

しかし，地方選出議員（昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正後は，選挙区選出議員）の意義に関して，憲法制定過程において，参議院選挙制度に地域代表的性格を持たせたことはなく，むしろ有用多種な人材を確保する意図であったとされており，このことは，平成21年大法廷判決の田原睦夫裁判官の反対意見においても詳細に述べられているとおりである。

確かに，昭和22年に参議院議員選挙法が制定された時期には，第二次世界大戦後の国の大転換期に当たり早急に国の体制を完成する必要があったこと，都道府県という既存の行政区に存在意義があったこと，また都道府県等の機能を活用することに便宜があったこと等の諸事情が存したことは否めず，結果的に投票価値の較差がある程度生ずることはやむを得ない状況にあったと認められる。しかし，憲法に参議院の存在意義を都道府県等の地域性に置く旨の規定は存在せず，第１回の参議院地方選出議員の選挙において生じた最大較差2.62倍という投票価値の較差は，国会が参議院の独自性を都道府県等の地域代表性に求めた結果であるということもできないと解される。

その後，都道府県を選挙区の単位とする定数配分規定は基本的に維持されたが，一方で人口が地方から都会へと集中した結果，選挙区間の最大較差が著しく広がることとなった。このような結果は，国会が立法政策をもって投票価値の較差を決定したことによるのではなく，人口変動により招かれた投票価値の較差を是正しなかったという消極的対応の結果とみるほかはないであろう。

このような経過をみれば，国会が参議院の独自性に基づき選挙人の居住地域による投票価値の較差を設けたということはできないと考えるものである。

⑷　参議院が衆議院議員と同等の人口比例原則による選出を基盤とした議員により構成されるならば，両院の選出基盤の同質化が進むことになり，憲法が採用した二院制の趣旨が生かされないという別の憲法上の問題を生ずるという考えや，参議院と衆議院があいまって機能することにより一つの国会の機能を果たすのであるから，１議院については投票価値に較差を設けることを許容して，異なる基準により選挙する方法が選択可能であるという考え等も存するところである。

しかし，憲法は，二院制の下で，一定の事項について衆議院の優越を認める（59条ないし61条，67条，69条）反面，参議院には解散（54条）のない６年の任期を定め，半数改選の定めを置く（46条）以外には，衆議院と異なる定めは置いていないのであって，上記のような考えを支持する規定は存在しない。

我が国は連邦制を採用していない単一国家であり，国会は，憲法の条文及び投票価値の平等などの憲法の要請や趣旨に反しない限り，立法裁量の範囲内で，いかなる二院制を構築するか，参議院にどのような独自性を持たせるか等の制度の設計が可能であり，投票価値を等価にしても選出方法を似通ったものにしない工夫をする権限も有するのである。したがって，投票価値が等価であるからといって，二院制の存在意義が失われるということはできないと解する。

⑸　本件選挙は本件定数配分規定に基づき行われたが，選挙施行前から選挙区間の最大較差は５倍弱に達することが避けられないことは明らかであったところ，選挙施行時の選挙区間の最大較差は4.77倍であった。本件選挙施行時の日本全国の状況を見ると，選挙区間の較差が４倍以上となる都道府県は９存在し，３倍以上４倍未満となるのは11府県，２倍以上の選挙区間の較差が見られるのは合計30都道府県に達した。さらに，1.7倍以上の較差の存する都道府県を数えれば40にも達する。日本の人口の大半を占める30ないし40の都道府県の有権者が，人口最小県に居住する選挙人の選挙権の1.7分の１ないし２分の１以下の投票価値しか有しないのである。

以上のとおり，大きな投票価値の較差を設けるにつき，合理的な理由があると解されない本件定数配分規定の下において生じた本件選挙時における上記の投票価値の較差は，平成24年大法廷判決や本判決の多数意見のように近年の制度及び社会状況の変化を論ずるまでもなく，憲法の投票価値平等の要請に違反し，違憲状態にあったと考えるものである。

３　本件定数配分規定の憲法適合性と本件選挙の効力について

⑴　そこで，上記のとおり投票価値の較差において違憲状態にある定数配分の下で行われた本件選挙の当時，本件定数配分規定は，当該選挙までに是正されなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとして，違憲の評価を受けるかにつき検討する。

ア　多数意見の理由２⑵に昭和58年以降の当裁判所判決の経緯が記載されているように，当裁判所はそれ以前を含めて平成24年大法廷判決まで14回の参議院の選挙無効訴訟に係る判決をしているが，いずれも結論としては合憲の判断をしている。しかし，昭和58年大法廷判決において，投票価値の著しい不平等状態が相当期間継続している場合には，国会の裁量的権限の限界を超え，定数配分規定が憲法に違反するに至ることもあり得るとの判断が示されて以降，当裁判所の判決にはほぼ毎回反対意見が付され，平成８年大法廷判決では，多数意見においても当該選挙は違憲状態にあることが示された。そして，平成18年大法廷判決においては，投票価値の平等の重要性を考慮すると，選挙区間における選挙人の投票価値の不平等の是正については，国会において不断の努力をすることが望まれるとの判示がされた。当裁判所の13回目の判断になるところの平成21年大法廷判決の多数意見では，現行の選挙制度の仕組みを維持する限り，各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは，最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり，これを行おうとすれば，現行の選挙制度の見直しが必要となると指摘されている。

以上の当裁判所の判示の経緯を見れば，国会は，遅くとも平成21年大法廷判決が示された平成21年９月30日の時点で，選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることを認識し得たということができる。平成24年大法廷判決は，投票価値の不均衡が違憲状態に至っている旨の判断を示すとともに，平成21年大法廷判決に判示された選挙制度の仕組みの見直しの在り方を具体的な方法の例示も含めて明示したものであり，仕組みの見直しの必要性については平成21年大法廷判決に既に示されていたというべきである。私は，前記1,2に述べたところから，平成21年大法廷判決の対象とされた平成19年選挙当時の投票価値の不均衡は，その較差の状況（最大較差4.86倍）に照らし，既に違憲状態に至っていたと考えるものである。

憲法の予定する立法権と司法権の関係に照らせば，憲法適合性に問題があり制度の見直しが必要との判決があったときには，国会は自ら適切な措置を講ずる責務を負うと解される。しかるに，国会においては，平成21年大法廷判決の後に公職選挙法の改正をすることなく，したがって定数配分規定も改正しないまま，違憲状態の定数配分に基づき本件選挙の施行に至ったのである。

イ　平成21年大法廷判決後の状況を見ると，国会においては，参議院に「選挙制度の改革に関する検討会」が発足し，平成22年12月頃には西岡元参議院議長より改革のたたき台が提案された。この案は，参議院議員の総定員を全国９ブロックに分けて選挙を施行する案であり，ブロックの選挙区間の最大較差を1.153倍とするものであった。翌23年には，各政党からも改革案が提出されたが，それらの改革案の中にも，選挙区間最大較差を1.066倍ないし1.385倍とする案が存在した。ところが，現実には，前回の平成22年選挙後に，当面の改革案として，選挙区間の最大較差が4.75倍になると見込まれるところの，４選挙区の議員定数の４増４減を内容とする公職選挙法の一部を改正する法律案が国会に提出され，平成24年大法廷判決後に成立した。本件選挙は，この改正法による改正（４増４減）後の定数配分規定に基づき施行されたものである。なお，この改正法には平成28年に予定される通常選挙に向けて抜本的な見直しの検討を行う旨の附則が付されている。

しかし，上記のとおり平成21年大法廷判決後に選挙区間の最大較差を1.385倍以下に抑える改革案が複数提案されていたという経緯に着目すれば，国会において，参議院議員選挙の投票価値の